

「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017」協賛企業募集要項

広島県では、平成25年度から「魅力ある建築物創造事業」を創設し、設計プロポーザルにより、魅力ある公共建築物の創造に取り組むと共に、人材育成として、県内の建築学生を対象としたひろしま建築学生チャレンジコンペ（以下「コンペ」という。）に取り組んでおります。

今年度のコンペの実施に当たっては、同コンペの更なる発展・魅力向上を目指し、同事業の趣旨に賛同し、同コンペ最優秀受賞者等への賞金を提供していただける企業を募集します。

なお、協賛企業に対しては、協賛企業の広報効果を付加するよう、コンペチラシに企業名を掲載します。募集に参加を希望される場合は、この要領のほか、「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017協賛企業の募集に係る仕様書」及び「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017の協賛企業募集に係る契約書」をご承知の上、お申込みください。

1 募集概要等

(1) 事業の目的

コンペの更なる発展・魅力向上を目指し、コンペ賞金の財源の確保を目的としています。

(2) 募集の概要

コンペ最優秀賞等受賞者等に賞金を支払うこととしており、この取組にご協力いただける企業を募集します。

協賛いただいた企業の皆様は、コンペチラシ（又はポスター）への企業名の記載及び公開審査会等の場における広報活動が可能となります。

(3) 企業名等の掲載方法

コンペチラシ（又はポスター）下部に掲載し、企業名の1枠の大きさは協賛企業数により決定します。

(4) 協賛内容

1口10万円（複数口も可）の協賛金とします。なお、協賛金は県が選定する最優秀受賞者等に、副賞として指定する金額分を提供していただきます。

(5) 協賛・契約期間

協賛開始日～10月末

(6) 協賛金支払時期

平成29年10月28日（土）開催予定の最終審査会時の予定です。（会場は広島市内の予定）

(7) 募集の仕様

「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017」協賛企業募集に係る仕様書のとおりです。

2 応募要件

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができます。

ただし、協賛企業として広島県知事が不相当と認める場合は、応募資格を有しません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から協賛企業決定通知を受ける日までの間で、いずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種を営むものでないこと。
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営むものでないこと。
- (6) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治又は宗教性のある事業を行う団体等でないこと。
- (8) その他社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者でないこと。

3 応募手続き

応募される方は、次のとおり、申請書類を提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

提出期間	平成29年5月19日（金）から6月7日（水） 午前8時30分～午後5時 ※広島県の閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）は受付を行いません。
提出方法	提出に必要な書類を持参又は書留・簡易書留、郵送により提出してください。 注）郵送とは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれに準ずるものに限りです。
提出書類	（様式第1号）「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017」協賛申込書（1部）
提出先	広島県土木建築局営繕課内 〒703-8511 広島市中区基町10番52号 電話：（082）513-2311 ファクシミリ：（082）224-6411

4 協賛企業の選定方法等

(1) 協賛企業の選定方法

ア 応募者の確認

応募者について、応募資格などに基づき、適否を確認します。

イ 具体的な選定方法

応募資格を有していることが確認できた企業等について、必要に応じてヒアリングを行い、先着順に選定します。

(2) 協賛企業の選定方法

選定後、選定された者に対しては（様式第2）選定結果通知書を、選定されなかった者に対しては（様式第3）非選定結果通知書を、書面により通知します。なお、選定結果に係る照会及び異議申立等は受理しません。

5 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とします。

ア 不正行為による応募

イ （様式第1）協賛申込書に虚偽の記載を行ったもの

ウ （様式第1）協賛申込書の協賛金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

エ （様式第1）協賛申込書の記名押印を欠くもの及び協賛金額を訂正したもの

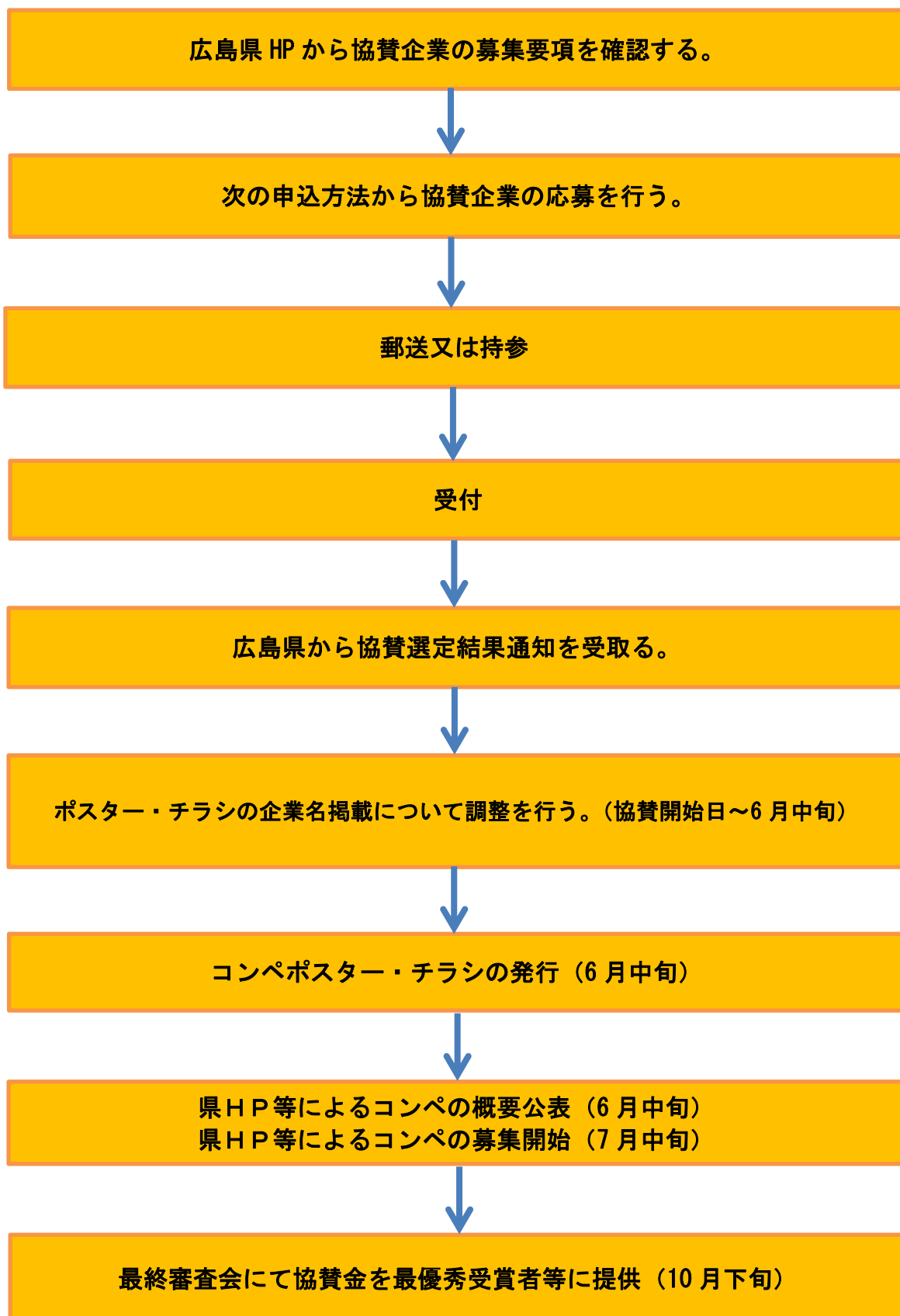
オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

ア 提出した提出書類は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。ただし、広島県から補正を求められる場合は、この限りではありません。

イ 協賛企業を公正に選定できないなど、特別な事情があると認められるときは、選定期間を延期し、又は取り止めることがあります。

6 応募から協賛までの流れ



7 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 協賛企業は、協賛企業選定通知を受けた日から5日以内に、別添「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017の協賛企業募集に係る契約書」に基づき、広島県と契約を締結していただきます。

(ア) 契約は、「協賛企業」名義で締結することとなります。

(イ) 契約の締結に係る一切の費用は、協賛企業の負担となります。

イ 協賛企業が期限までに契約を締結しない場合は、その効力を失います。

ウ 契約書を作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

8 その他留意事項

(1) 関連規定の遵守

協賛企業は、本要領のほか、「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017協賛企業の募集に係る仕様書」及び「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017協賛企業募集に係る契約書」に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 協賛申込の取り下げ

協賛企業は、自己の都合により協賛申込を取り下げることができますが、その際は「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017協賛中止申出書」（様式第4）を提出して、「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2017協賛申出中止承諾書」（様式第5）において広島県知事の承諾を得るものとします。